

業務仕様書

1 件名

あけぼのアート&コミュニティセンター誘導灯交換業務

2 業務概要

あけぼのアート&コミュニティセンターに設置されている誘導灯器具を更新する。

3 場所

あけぼのアート&コミュニティセンター（札幌市中央区南 11 条西 9 丁目）

4 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

5 業務内容

現在使用している誘導灯器具のランプが製造中止になっているため、LED 器具への交換作業を行う。誘導灯位置は別紙参照。

- ・ 誘導灯の交換 SH1-FSF20-C 16 台
ST1-FSF22-C 8 台
ST1-FSF23-C 4 台
ST1-FBF20-A 1 台
- ・ 交換後の試験 誘導灯及び誘導標識試験
配線の試験
- ・ 撤去処分一式
- ・ 消防用設備等設置届出書の作成
- ・ 消防署による検査の立会

6 提出書類

業務完了時に以下の書類等を作成し、すみやかに委託者へ提出すること。提出書類は全て A 4 サイズとする。

- (1) 業務完了届（札幌市様式）・・・ 1 部
- (2) 業務報告書（作業報告、作業写真、マニフェスト伝票の写し等）・・・ 1 部
- (3) 完成図書（機器仕様書、試験結果報告書、完成図面※、取扱説明書等）・・・ 2 部
- (4) 消防用設備等設置届出書・・・ 2 部

※既存の図面を発注者より提供する。

7 その他

- (1) 実施に必要な機器、工具及び消耗品類は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、業務を実施するにあたり、作業の実施時間帯及び作業工程について、本市担当職員及び施設管理者と打ち合わせのうえ実施すること。

- (3) 関係法規及び諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。
- (4) 本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (5) 必要な安全管理を行い、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等に対する一切の責任を負うこと。
- (6) 撤去品は受託者の責任をもって適正に廃棄物処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し処理すること。
- (7) 発生した梱包材等は、受注者の責任において引き取ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。

8 担当

札幌市市民文化局文化部文化振興課 担当：加納

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階

TEL：011-211-2261 FAX：011-218-5157